

平成19年9月28日

各 位

不動産投資信託券発行社名 リプラス・レジデンシャル投資法人
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズ オフィス
代 表 者 名 執 行 役 員 佐 久 間 隆 夫
(コード番号:8986)
投 資 信 託 委 託 業 者 名 リプラス・リート・マネジメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岡 村 一 郎
問 い 合 わ せ 先 取締役経営管理部長 江 村 真 人
Tel. 03-5425-5600

投資信託委託業者における取締役の兼職の承認取得に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人（以下「投資法人」といいます。）は、本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるリプラス・リート・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の代表取締役岡村一郎が、本日、金融庁より投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第13条に基づく兼職の承認を取得しましたので、お知らせいたします。

記

1. 兼職承認取得日

平成 19 年 9 月 28 日

2. 承認の経緯及び内容

本投資法人は、執行役員が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、平成 19 年 12 月開催予定の本投資法人投資主総会において、資産運用会社の代表取締役である岡村一郎を補欠執行役員に選任する旨の議案を付すことを予定しております。

当該投資主総会において、上記の議案が承認可決された後、本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くこととなる場合には、執行役員として本投資法人の常務に従事することとなるため、平成 19 年 9 月 3 日付で金融庁に対して兼職の承認申請を行い、本日承認を取得いたしました。

3. 今後の見通し

平成 19 年 12 月開催予定の本投資法人の投資主総会において補欠執行役員に選任された後、本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くこととなった場合は、上記補欠執行役員は本投資法人の執行役員に就任することとなります。

以 上